

# 子育て世代にうれしい制度 幼児教育・保育の無償化が始まります

## 1. 幼児教育・保育の無償化の対象と範囲

施設・事業	無償化の内容			無償化の申請先	問合せ先
	0～2歳児	満3歳児（※1）	3～5歳児		
新制度幼稚園、認定こども園、保育所	住民税非課税世帯のみ利用料無償		利用料無償	不要	子育て共生課
地域型保育（小規模保育、事業所内保育等）					
未移行幼稚園（※2）	上限月額25,700円			幼稚園	学校教育課
幼稚園、認定こども園の預かり保育	住民税非課税世帯のみ 上限額16,300円		上限月額 11,300円	幼稚園 認定こども園	学校教育課 子育て共生課
認可外保育施設（※3）	住民税非課税世帯のみ上限月額 42,000円		上限月額 37,000円	子育て共生課	子育て共生課
一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（※3）					
就学前の障害児の発達支援	住民税非課税世帯のみ利用料無償		利用料無償	不要	町民福祉課

※1 3歳になった日から最初の3月31日までにある子ども

※2 未移行幼稚園とは、子ども・子育て支援法に移行していない幼稚園をいいます

※3 保育の必要性を町が認定し、保育所等を利用していない子どもに限ります

- 対 象**…上里町に住民登録がある世帯で、上表の施設・事業を利用しているお子さんの保護者
- 補助額**…上表の内容を参照してください。実費（施設整備費、給食費等）は対象外となります。
- 申 請**…既に保育の支給認定（2号・3号）を受けているお子さんは申請の必要はありません。  
教育認定（1号）を受けているお子さんも基本的には申請は必要ありませんが、保育の必要な世帯が預かり保育等を受ける場合は申請が必要です。  
現在施設等を利用していない場合は、上表の申請先に申請書類を提出し、そのサービスを利用する前に施設等利用給付認定を受けてください。
- 申請書類等の配布**…子育て共生課および学校教育課で配布しています。  
※未移行幼稚園については、各幼稚園を通して配布しています。

## 2. 幼稚園・保育園・認定こども園の副食費

幼児教育・保育の無償化に伴い、主食費に加え副食費（おかず、おやつ等の食材費）が実費徴収となります。ただし、新制度幼稚園、認定こども園、保育所にお子さんを通わせる保護者については、所得に応じて、副食費の徴収が免除されます。

また、未移行幼稚園にお子さんを通わせている保護者については、所得等に応じて、副食費を補助します。対象については、年収360万円未満相当世帯および第3子以降のお子さんの副食費であって、下表のとおりです。

利用施設	免除・補助区分	申請の有無	申請先	問合せ先
新制度幼稚園 認定こども園 保育所	免除	一部有（※）	子育て共生課	子育て共生課
未移行幼稚園	補助	有	通園中（予定）の園	学校教育課

※申請の有無についての詳細は、別途通知等でご案内します。



10月1日から、3歳から5歳までの子どもおよび住民税非課税世帯の0歳から2歳までの子どもを対象に、幼児教育・保育の無償化が実施されます。

ただ、「どんな内容なのか詳しくはわからない・・・」そんな方が多いのではないのでしょうか？

そこで今回は、幼児教育・保育の無償化について各担当課にインタビューをしました。



### Q 幼稚園・認定こども園・保育所等を利用する子どもが無償になるの？

- ・ 3歳から5歳までのすべてのお子さんの利用料を無償化します。
- ・ 未移行幼稚園については、月額 25,700 円を上限に無償化します。
- ・ 0歳から2歳までのお子さんについては、住民税非課税世帯のお子さんを対象として利用料を無償化します。
- ・ 実費として徴収されている通園送迎費、食材費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。
- ・ この制度の開始に伴い、私立幼稚園就園奨励費制度は9月分までで廃止になります。



### Q 認可外保育施設等を利用する子どもは？

- ・ 保育の必要性があると認定された場合に、3歳から5歳のお子さんは月額 37,000 円を上限に、住民税非課税世帯の0歳から2歳までのお子さんは月額 42,000 円を上限に利用料を無償化します。
- ・ 対象となる事業は、認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業です。
- ・ 保育の支給認定（2号・3号）を受けているお子さんは対象外となりますのでご注意ください。
- ・ 認可外保育施設をご利用の場合、施設が町に「認可外保育施設設置届」を提出していることが要件になります。



### Q 幼稚園の預かり保育を利用する子どもは？



- ・ 保育の必要性があると認定された場合に、幼稚園等の利用の他に、利用日数に応じ月額 11,300 円を上限に預かり保育の利用料を無償化します。
- ただし、原則、通われている幼稚園等を経由しての申請となります。



### Q 障害児の発達支援を利用する子どもは？

- ・ 3歳から5歳までの就学前の障害児の発達支援を利用するお子さんの利用料を無償化します。
- ・ 幼稚園、認定こども園、保育所等を併用する場合、その利用料も無償になります。



#### 問合せ

(新制度幼稚園・認定こども園・保育所について) 子育て共生課 【☎35-1236】

(未移行幼稚園について) 学校教育課 【☎35-1246】

(障害児発達支援について) 町民福祉課 【☎35-1224】